

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原告 杉並区

被告 国 ほか1名

準備書面（8）

平成18年2月9日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

被告らは、本準備書面において、原告準備書面(6)における主張に対し、必要と認められる限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面において初めて用いるもの以外は、従前の例による。

1 はじめに

原告は、横浜地方裁判所において平成17年10月27日に行われた横浜市の職員である花園勝（以下「花園証人」という。）の証人尋問調書（甲第43号証。以下「花園調書」という。また、花園調書において「甲第46号証の2」として引用されている横浜市作成の「調査嘱託に係る回答書について」と題する文書（甲第44号証の2）を「横浜市回答書」という。）を引用し、「横浜方式の採用により、住基ネット全体の運営に多大な支障を及ぼしている事実はない。」とか、「横浜方式の採用により阻害される行政効率化の程度は軽微なものであり、住民のプライバシーの権利保護を優先する衡量判断からすれば、甘受されるべき範囲内のものである。被告らの主張は、単にこれを誇大化して喧伝しているにすぎない。現に横浜方式の採用による重大な支障は生じていないのである。」などと主張する（原告準備書面(6)24ないし26ページ）。

しかし、以下に述べるとおり、花園証人の証言等によれば、横浜方式を採用したことによって、横浜市民、横浜市、他の自治体や国の機関等に見逃できない支障が生じていることが明らかであり、原告の上記主張は、失当である。

2 横浜市民への影響について

(1) 横浜市民については、横浜方式が採用されている結果、本人確認情報を神奈川県に通知することを希望しない者（以下「非通知希望者」という。）と通知することを希望する者（以下「通知希望者」という）が混在しているため、住民の一部である通知希望者のみの本人確認情報が神奈川県に送信されている。

これが他の自治体や国の機関において利用されることとなると、大量処理が求められる年金受給権者の生存等の確認等の処理においては、非通知希望者の

本人確認情報を取得するため、別途通知を発出するなどしなければならないこととなる。しかし、同じ事項を確認するために、通知希望者と非通知希望者のそれぞれについて、別個の手続でこれを確認しなければならないとすると、作業の効率が極めて阻害される。そして、このことは、行政の効率化を目指す住基ネットの目的と齟齬し、住基ネット導入のメリットが著しく減殺されてしまうことは明らかである。

そのため、横浜市民の本人確認情報は、他の自治体や国の機関において大量処理を必要とする上記の手続においては、事実上住基ネットを通じた利用ができない状況にある。

その結果、本来であれば、住基ネットを利用することによって、年金受給者の現況届の提出等が不要となったにもかかわらず、横浜市民については、通知希望者を含めて住基ネットが利用できず、現況届の提出等が余儀なくされている（花園調書22, 23ページ, 横浜市回答書(2)ア(イ)）。

このように、横浜方式を採用した結果、横浜市民に無視できない支障が生じているのである。

(2) なお、横浜市は、横浜市民が被る上記支障を解消するためか、関係する行政機関に対し、通知希望者については住基ネットを利用して事務を処理するよう要望しているようである（花園調書23ページ, 横浜市回答書(2)ア(イ)）。

この要望に対し、関係行政機関は応じていないが、これには合理的な理由がある。すなわち、横浜市民が被っている支障は、関係する行政機関の対応が原因となるものではないのみならず、関係行政機関が、横浜市の上記のような要望（横浜市の違法行為を前提とするものである。）に応じるためには、関係行政機関において、システムの改修を行ったり、過大な事務処理費用を支出したりするなどの負担を余儀なくされることが容易に推測できるのであって、通知希望者を含むすべての横浜市民について住基ネットを利用しないという関係行政機関の対応は、合理的な理由に基づくものであり、何ら非難されるべきもの

ではない。

むしろ、通知希望者の本人確認情報のみを送信するという横浜市の違法な対応が原因となって、関係行政機関が上記のような対応を取らざるを得なくなっているという事実自体が、一部の住民の不参加を認めると、情報通信技術を利用して住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的とした平成11年住民基本台帳法改正法の意義を没却することの証左にほかならない。

横浜市民は、横浜市自身の違法な行為によって無視できない支障を被っていることは明らかである。

3 横浜市、他の自治体や国の機関等への影響について

横浜市は、横浜方式の採用に伴い、独自のシステムを構築し、これを維持するための経費を余分に支出するなどの負担を負っている（花園調書23, 24ページ）。

また、横浜方式の採用により、他の自治体や国の機関等において、住基ネットが利用できない事態が生じており、本来実施する必要がない旧来の方法による事務処理を存置することを余儀なくされている（花園調書24ページ、横浜市回答書(2)エ）。現在、住基ネットを利用して行政機関に提供されている本人確認情報は、年間数百万件にも及んでいるのであって、上記のような住基ネットを利用できない事態は、現段階においても、更にはこれが拡大するようなことになればなおさらのこと、他の自治体や国の機関等の事務に重大な支障をもたらすものであることは明白である（花園調書25ページ）。

以上のとおり、横浜市並びに他の自治体及び国の機関等にも、無視できない支障が生じているのである。